



理 由 書

本市では、平成7年に高度地区を指定し、その後、用途地域の変更にあわせて、変更を行い、市街地の良好な居住環境の維持を図っている。

この度、世界遺産姫路城のバッファゾーン内にある大手前通りに隣接する地区において、商業業務機能の高密化を図りつつ、世界遺産姫路城を眺める景観を将来に渡って堅持するため、景観法に基づく景観計画及び屋外広告物条例の変更とともに、本案のとおり都市計画を変更するものである。